



権利を守る訴訟準備を進めよう

—退職金減額・昇給圧縮など団体交渉より重要に—

全大教は7月の定期大会で、国家公務員の臨時特例に準じた賃下げに対し、賃金不払い分の請求訴訟と、政府・大学等法人を相手取った不当労働行為救済申立てを地方労働委員会に行う闘争を決定しました（第278号に既報）。

各加盟組合で不払い賃金の請求訴訟の検討・準備を

全大教中央執行委員会は、11月中の第1次提訴を目指し、各加盟組合への支援を加速する。加盟組合で、執行部の

政府を含む不当労働行為について労働委員会闘争も

今回の賃下げにあたっては、多くの大学等法人は、政府からの要請があったこと、運営費交付金の減額のおそれがあることのみを根拠とし、団体交渉において一方的不利益変更の必要性について合理的な説明を行うことなしに賃下げを強行しました。

また、政府は、各大学等法人が労使自治に基づいて賃金決定を行う自由を奪う介入を行うことで実質的な使用者として振る舞い、しかも全大教が2度にわたって求めた団体交渉に

この秋から年度末にかけての賃金交渉 —退職金、高齢者の昇給などめぐり再び重大局面—

人事院は、8月8日に2012年の国家公務員の給与に関する勧告を行いました。国家公務員と民間の給与比較によれば、7・67%公務員が低かったにもかかわらず、人事院は臨時特例による減額を行う前の俸給表と民間賃金の比較から、引き

退職金も減額提案の可能性 —団体交渉で不当性を明らかに—

野田内閣は、8月7日の閣議決定で、国家公務員の退職手当を段階的に引き下げ、2014年7月には、現行の84%にすることとし、国立大学等法人についても、国家公務員についての動向に準じて、これに準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う、としています。

今月の紙面



◆単組からのレポート
旭川高専「教員超勤の不払い撤回運動」
◆わたしもひとこと

◆民主党へ運営費交付金の確保を要請
◆国労連、賃下げ違憲訴訟はじまる
◆医療3単座共闘
◆全国私立大学教研集会に参加
◆ホームページリニューアルのお知らせ

2面

◆本部を設置し体制強化

4面

◆論壇
北海道大学 准教授 光本 滋氏
◆Activity—病院協議会から
◆ひとシリーズ

全大教中央執行委員会は、2012年の臨時減額に対する訴訟、労働委員会の闘争を強化する。中央執行委員会から

「改正労働契約法」——有期雇用契約期間引き下げの恐れ

「労働契約法の一部を改正する法律」は、8月3日に参議院本会議で可決・成立しました。

本法の施行は、「雇い止め法理の法定化」条項は公布の日、それ以外の新条項は、公布の日から1年以内の政令で定める日とされる。

◆「改正労働契約法」の概要◆

1 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は労働者の申し込みに基づき、無期労働契約に転換する仕組みの導入（原則として6ヵ月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは前の契約期間を通算しない。）

2 「雇い止め法理（判例法